

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年8月13日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、昭和49年4月からまでの約41年間、建築現場での断熱材の切断作業や石灰岩の採石現場の重機オペレーターとして、粉じん作業に従事していた。
- 2 被災者は、Bに所在するC会社D事業場（以下「事業場」という。）を最終事業場として、平成29年8月31日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理4、PR2、F++、療養要」と決定され、その後、〇年〇月〇日を症状確認日として、療養していたところ、〇年〇月〇日、E医療機関に搬送され、死亡した。死亡診断書には、「直接死因：間質性肺炎急性増悪」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月29日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の事実の認定

(1) 通達等によると、じん肺管理区分が管理2又は3と決定された者から労災保険給付の請求があった場合には、①粉じんばく露作業に従事しているか又は従事したことのある労働者に発生したものであること、②合併症に係る審査の結果、じん肺に併発した疾病がじん肺法施行規則第1条第1号から第6号までに掲げる疾病に当たるという2つの要件を満たすときには、業務上の疾病として取り扱うこととされている。

また、じん肺の合併症が原因となって死亡した場合のほか、じん肺の合併症が原因となって合併症に当たらない疾病を併発し当該疾病が原因となって死亡した場合においては、業務上疾病による死亡として取り扱うこととされている。

(2) じん肺について

ア じん肺法第4条第2項は、「じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの」等を管理4とする旨等を規定しているところ、被災者は、平成29年8月31日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理4、PR2、F++、療養要」と決定されており、画像所見では大陰影は認められないものの、肺機能の障害の程度に着目して管理4とされたと認められる。

イ 肺機能障害について

平成29年のじん肺管理区分決定申請に添付されていたじん肺健康診断結果証明書の医師意見欄には、被災者が6,7年前から体動時息切れの症状があり、次第に増強して呼吸困難となったこと、「原因不明の間質性肺炎」と診断されていたこと、また、在宅酸素療法を受けていること、身障3級等と記載されている。

また、じん肺健康診断結果証明書をみると、平成25年7月の時点で粒状影0/1となっていること、平成26年の身体障害等級申請時には平成25年

1 1月から症状が悪化したこと、予測肺活量1秒率が59%等の記載が認められ、障害厚生年金3級を受給していることも認められる。

そうすると、被災者の肺機能の低下を「じん肺による」ものとは認めることは困難であって、管理4と決定されてはいるものの、被災者のじん肺の状況については、画像所見上は管理2相当であり、著しい肺機能障害はじん肺によるものではないとして、死亡との因果関係について検討するのが相当である。

ウ 合併症について

つぎに、被災者がじん肺の合併症についてり患していたか否かをみるに、一件記録を精査しても合併症にり患していたと認めるに足る資料は見当たらないことから、被災者がじん肺の合併症についてり患していなかったと認めることが相当である。

エ 小括

以上認定したところによれば、被災者のじん肺の画像所見は管理2相当、合併症のり患なし、著しい肺機能障害はじん肺によるものではないと認められる。

(3) 間質性肺炎について

請求人は、被災者の死因とされる間質性肺炎の増悪について、じん肺が原因であると主張しているので、以下検討する。

まず、F医師は、平成30年4月26日付け意見書において、要旨、「直接死因は間質性肺炎の急性増悪」とし、「直接には死因に関係しないが上記の傷病経過に影響を及ぼした傷病名としてじん肺」を指摘し、その理由として「呼吸不全が死因」であると意見している。

さらに、G医師は、平成31年4月20日付け意見書において、要旨、「被災者の間質性肺炎の原因はじん肺症である。」と述べるとともに、「死亡まではじん肺管理4であるとして給付してきたものについて、遺族補償給付に当たって相当因果関係を否定することは誤りである。」と意見している。

しかしながら、被災者の肺機能の著しい低下をじん肺によるものとみることとは(2)のとおり相当ではないから、これを前提としたF医師の意見は採用できず、同様に、G医師の意見も採用できない。

一方、H医師は、平成31年1月18日付け意見書において、要旨、「被災

者は平成24年から間質性肺炎のみならず多発性筋炎で治療を受けていたこと」及び「間質性肺炎の症状が悪化してから72日後に被災者が死亡したこと」を指摘するとともに、「多発性筋炎に合併した間質性肺炎は短期間に急性増悪することがよく知られていること」及び「被災者のCT及び胸部エックス線所見は多発性筋炎に合併した間質性肺炎の定型的な所見である」と意見し、結論として「その死亡は業務外」と意見している。

確かに、平成24年ではないものの、平成27年2月には多発性筋炎疑いの指摘が認められ、27年4月以降死亡に至るまで多発性筋炎の病名により継続的に治療が行われていることを認めることができ、その他の同医師の意見も首肯することができる。

(4) 総括

そうすると、被災者のじん肺の画像所見は管理2相当、合併症のり患なし、著しい肺機能障害はじん肺によるものではないと認められることを踏まえると、H医師の意見が妥当であり、被災者の死因とじん肺との間に相当因果関係があるということとはできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月24日